建設工事における共同企業体の取扱いについて

(平16.7.1付34-7)

総務人事・業務企画等担当理事 理事長 から 募集販売本部長 あて 各支社長 各地域支社長

> 改正 平成21年3月17日(4) 平成24年2月27日(ロ) 平成28年12月26日(ハ) 令和2年3月26日(二)

標記について、下記のとおり定めたので、通知する。 この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

第1 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号の定めるところによる。

- 一 特定建設工事共同企業体 大規模であって技術的難度の高い工事等 について、確実かつ円滑な施工を図ること等を目的として特定の工事ご とに結成する共同企業体をいう。
- 二 経常建設共同企業体 優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係 を確保すること等により、その経営力及び施工力を強化することを目的 として年間を通じて結成する共同企業体をいう。
- 第2 特定建設工事共同企業体の取扱い

特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 対象工事
- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号に掲げる工事でそれぞれ当該各号に定める規模の工事であって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるものとする。

イ 建築 (建設) 工事 契約概算額が10億円以上のもの

ロ 土木工事 契約概算額が7億円以上のもの

ハ イ及びロ以外の工事 契約概算額が5億円以上のもの

(2) 前各号に掲げる工事で、当該工事の契約概算額が前各号の最低規模の2分の1を超え、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実か

つ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるものについては、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体の内容
- (1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とし、工事ごとに契約担当役(分任契約 担当役を含む。以下同じ。)が定めるものとする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、次の各要件を満たすものとする。

- イ 発注工事に対応する工事種別(「建設業者登録要領について」(平 16.7.1付34-1。以下「登録要領」という。)第4に定める工事 種別をいう。以下同じ。)に登録されている建設業者(以下「登録 業者」という。)の組合せであること。
- ロ 発注工事に対応する工事種別に等級区分が設けられている場合は、最上位等級の登録業者による組合せ、又は最上位等級の登録業者と第2順位等級の登録業者による組合せであること。この場合において、第2順位等級の登録業者の数は、原則として、総構成員数の2分の1を上回ってはならないこと。ただし、最上位等級に属さない登録業者が5億円以上の規模の工事を単体で、施工するものとして発注標準金額を定めている工事種別にあって、特段の必要性がある場合には、第2順位等級の登録業者2社による組合せを行うことができるものとする。
- (3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が次の各要件を満たすものとする。

- イ 発注工事に対応する建設業法 (昭和24年法律第100号) の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として の施工実績があり、かつ当該工事と同等の工事を施工した経験があ ること。
- ハ 発注工事に対応する建設業者の許可業種に係る監理技術者又は 国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが できること。
- (4) 出資比率

各構成員の出資比率は、次に定める率以上とする。

イ 2社の場合 30%

ロ 3社の場合 20%

ただし、(2)ロただし書に規定する組合せによる場合を除き、最上

位等級に属する構成員以外の構成員の出資比率は、契約概算額に当該構成員の出資比率を乗じて得た額が、当該構成員の属する等級に対応する発注標準金額の上限額に1.5を乗じて得た額(以下「限度額」という。)を超えないよう設定するものとする。この場合において、限度額が契約概算額に本文に定める出資比率を乗じて得た額に満たない場合は、原則として、限度額以下の範囲で出資比率を設定するものとする。

(5) 代表者の要件

代表者は、同一の等級に属する構成員間では、より大きな施工能力を有する者とし、異なる等級に属する構成員の間では、上位の等級の者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならない。

- 3 特定建設工事共同企業体の結成手続等
- (1) 契約担当役は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、次のイからトまでに掲げる事項について、共同請負入札参加資格審査申請書(別添標準様式1)の受付期間終了日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公示しなければならない。ただし、急を要する場合等にあっては、その期間を5日までに短縮することができる。
 - イ 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
 - 口 工事場所
 - ハ 工事の概要
 - ニ 共同請負入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
 - ホ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的 要件等及び代表者要件
 - へ 登録の有効期間
 - ト その他契約担当役が必要と認める事項
- (2) 契約担当役は、別添標準様式2に基づいて公示を行うものとする。
- (3) 契約担当役は、(1)の公示に基づく共同請負入札参加資格審査申請 書、特定建設工事共同企業体協定書(別添標準様式3)の写し及び当 該協定書第6条に定める代表者への委任状(別添標準様式4)の提出 を受けた特定建設工事共同企業体について、資格審査を行った上、認 定を行うものとする。
- (4) (3)により認定された特定建設工事共同企業体は、その対象となった工事(追加工事を含む。)についてのみ有効とするものとする。

4 契約方法等

- (1) 一般競争入札に付するとき
 - 一般競争入札において、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとする場合における契約手続については、この通達に定めるほか、「一般競争入札方式の手続の運用について」(平16.7.1付34-

41) 記7に規定するところによるものとする。

(2) 指名競争入札に付するとき

3(1)の規定により公示を行った工事に係る契約の相手方の決定は、3(3)の規定により認定された特定建設工事共同企業体の中から競争に参加する者を指名し、指名競争入札に付することにより行うものとする。

なお、特定建設工事共同企業体の指名に当たっては、「工事請負契約に係る指名業者選定事務処理要領について」(平16.7.1付34-25。以下「選定要領」という。)第2第4項第3号の規定に基づき、契約審査会に付議するものとする。

(3) 特例として混合入札を認めるとき

第2の1(1)及び(2)の規定に基づき、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の登録業者であって当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められるもの(以下「単体有資格者」という。)があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格者を参加させ、又は指名することができるものとする。

第3 経常建設共同企業体の取扱い

経常建設共同企業体を契約の相手方とする場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、原則として当該共同企業体の等級に対応する発注標準金額の範囲内の規模の工事とする。

- 2 経常建設共同企業体の内容
- (1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社程度とする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。

- イ 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用 する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人による組合せで あること。
- ロ 同一の等級又は直近の等級に格付されると認められる者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。

なお、これらの組合せの要件に適合している者の組合せが、以後において当該組合せの要件に該当しなくなった場合においても、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に該当しているものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

イ 発注工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有して

の営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、 確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合に おいては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同 等として取り扱うことができるものとする。

- ロ 発注工事と同種の工事について元請としての施工実績を有する こと。ただし、元請としての施工実績がない構成員で発注工事を確 実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあ っては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- ハ 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令(昭和31年政令第273 号)第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者(地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。)を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に東任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場にありるものとする。
- (4) 出資比率

各構成員の出資比率は、次に定める率以上とする。

イ 2社の場合 30%

ロ 3社の場合 20%

(5) 代表者の要件

代表者は、構成員間において決定された者とするものとする。

3 経常建設共同企業体の登録等

経常建設共同企業体の登録等は、登録要領に基づいて行うものとする。この場合において、一の企業が各本部等ごとに登録することができる経常建設共同企業体の数は、原則として、1とするものとする。(ハ)なお、経常建設共同企業体の登録審査の申請に当たっては、経常建設共同企業体協定書(別添標準様式5)を提出させるものとする。

4 経常建設共同企業体の指名

経常建設共同企業体の指名は、選定要領に基づき行うものとする。

第4 その他

1 共同企業体編成表等の提出

入札等の執行後、契約の相手方となる共同企業体から、共同企業体編成表(別添標準様式 6)を提出させるものとする。

また、当該共同企業体が経常建設共同企業体であるときは、併せて経

常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(別添標準様式7)を提出させるものとする。

2 共同企業体の構成員の脱退、除名及び加入の取扱い

(1) 脱退

工事の施工中における共同企業体の構成員の脱退は、これを認めない。ただし、共同企業体を結成した後に、構成員の破産、解散、経営状態の著しい悪化等特別な事由がある場合で、全構成員から申請があったときは、この限りでない。

(2) 除名

工事の施工中において、3者で構成された共同企業体の一部の構成 員について他の全構成員から除名の申請があったときは、当該除名を 申請された構成員に重大な義務の不履行その他の除名し得る正当な 事由がある場合に限りこれを認めることができるものとする。この場 合、残存構成員からなる共同企業体から除名された構成員に対し除名 した旨の通知をさせるものとする。

(3) 加入

(1) 又は(2) の場合において、残存構成員からなる共同企業体では適正な施工の確保が困難と認められるときは、新たな構成員(当該共同企業体が請け負った工事に係る工事完成保証人となっている者を除く。) を加入させるものとする。この場合、新たな構成員の加入は、残存構成員全員の申請に基づくものとし、当該構成員は、脱退し、又は除名された構成員と同程度以上の施工能力等を有する者である場合に限り、これを認めるものとする。

(4) 脱退等に伴う手続

- イ 共同企業体の代表者が脱退し、又は除名された場合は、残存構成 員からなる共同企業体から代表者の変更に伴う共同企業体協定書 の変更協定書の写し及び代表者変更届を提出させるものとする。
- ロ 新たな構成員が加入する場合は、これに伴う共同企業体協定書の 変更協定書の写し及び委任状を提出させるものとする。

3 その他

- (1) 受託工事において特定建設工事共同企業体により競争させること とした場合の対象工事及び構成員の組合せに関し、地域特性、施工技 術等の特段の必要がある場合の取扱いについては、別に定める。
- (2) 契約担当役は、この通達により難いときは、理事長の承認を得て、この通達によらないことができる。

以上

共同請負入札参加資格審查申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

(共同企業体の名称)○○○建設工事共同企業体代表者 住所商号又は名称代表者氏名

この度、連帯責任によって(工事名称)〇〇〇二事(追加工事を含む。)の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該工事の一般競争(指名競争)入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以上

別添標準様式2(ハ)

公示

[注] 本公示は、掲示文又は入札説明書の添付資料として公示することができる。この場合、下記1~4その他入札の概要のうち、掲示文 又は入札説明書と重複する項目については、適宜省略又は簡略化してよいものとする。(=)

特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請書の受付について

独立行政法人都市再生機構〇〇本部が発注する次の工事に係る特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付けることとしたので。公示する。(ハ)

年 月 日

独立行政法人都市再生機構〇〇本部等(n) 本部長等(n) 〇〇 〇〇

業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工

記

1	工	-	事	名		\bigcirc (\supset .			• • •	• • •	• • •		• • •	• • • •	• • •		工	事								
2	工	事	場	所		\bigcirc (\supset .				• • •	•••		• • •	• • •	• • • •											
3	工	事	の櫻	要		(]	敷力	地百	面積	,	構	造	,	規	模.	, ,	用	途	,	工:	事₽	勺茗	7等	Ē)			
4	工			期																							
5	申	請	書の	受付	十等																						
(1)		用剂	紙の	配布	前期		(\bigcirc)	• • •	• • •	•••		• • •				• • • •	• • • (0	\bigcirc						
		間	及ひ	ぶ場所	ŕ																						
(2)		受	付期	間及	とび		(\bigcirc)			•••						• • •	• • • (\bigcirc	\bigcirc						
		場	所																								
(3)		提	出	書	類			j	共同	請	負	入	札	参	加	資	格	審:	查	申	請書	小	特	定	建設	5工	事
							-	共同	司企	業	体	協	定	書	及	CV =	委	任	状								
6	特	定	建設	七事	共	同 _	企	業化	本の	構	成	基	準														
(1)	;	構	成員	の数	及			= 7	当機	構	\bigcirc	0:	地	区	に:	おし	け	る	\bigcirc	• () 左	巨度	E O) —	般	競	争
		び;	組合	せ			1	指。	名競	争) 💈	参力	口貨	資材	各〇)		匚事	F A	人 等	争級	(D)	認	定	を受	そけ	して
							Ţ	() ?	る者	بنح	う	L	() (C	_ 事	F /	√ ≒	争剎	及の) 認	定	を	受	けっ	CV	いる
							Ē	者	及び	\bigcirc	\bigcirc	T	事	В	等;	級	0	認	定	を	受り	ナて	. V	いる	者	$) \subset$)社
							(の着	且合	せ	と	す	る	0													
(2)	;	構	成員	の技	技術		-	1	発	注	工	事	に	対	応	す	る	建	設	業	法(昭	和	24	年治	よ律	業第
		的	要件	:				1	005	클)	0	り割	中市	丁美	美 種	良に		⊃ V	17	- 、	許	可	を	有	して	(O) 営

実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

- ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事に ついて、元請としての施工実績があり、かつ、当 該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。 各構成員とも、○○%以上の出資比率であること。
- (3) 出資比率
- (4) 代表者要件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

7 認定資格の有効期間

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

- 8 その他
- (1) 共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とする。
- (2) 6(2)に該当する工事経歴書を添付すること。

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - 一 ○○【本部等名】発注に係る○○建設工事【発注工事名】(当該工事 内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」と いう。) の請負(こ)
 - 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○【代表者・構成員名】共同企業体(以下「当 企業体」という。)と称する。(こ)

(事務所の所在地)

- 第3条 当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。(ニ) (成立の時期及び解散の時期)
- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の 履行後^(注)○か月を経過するまでの間は、解散することができない。
 - (注) たとえば3と記入する。
- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規 定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散する ものとする。

(構成員の住所及び名称)

- 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。
 - ○○県○○市○○町○○番地 ○○建設株式会社
- - ○○県○○市○○町○○番地 ○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、 発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代 金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財 産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

- 第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工 事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合 は変わらないものとする。
 - ○○建設株式会社 $\bigcirc\bigcirc\%$
 - ○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負 うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合 により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等)(ニ)

- 第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。(ニ) (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、 決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成 員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するも のとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当 は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義

務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の 構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる ものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければ ならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項 から第5項までを準用するものとする。(イ)

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを順用するものとする。(ニ) (解散後の契約不適合責任)(ロ)(ニ)
- 第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。(p)(=) (協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定め るものとする。

○○建設株式会社ほか○社は、上記のとおり○○建設工事共同企業体協定 を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が 記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

在.	日	日

○○建設株式会社	代表取締役	\bigcirc	$\circ \circ$	印
○○建設株式会社	代表取締役	\bigcirc	\bigcirc \bigcirc	£Π

委 任 状

年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

(共同企業体の名称)○○○○建設工事共同企業体

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

共同企業体住所構 成 員商号又は名称

代表者氏名

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構 との(工事名称)工事(追加工事を含む。)契約について、下記の権限を委 任します。

受任者住所共同企業体代表商号又は名称代表者氏名

囙

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払金の請求及び領収について

以上

経常建設共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。 (名称)
- 第2条 当共同企業体は、○○建設【代表者・構成員名】共同企業体(以下 「当企業体」という。)と称する。(こ)

(事務所の所在地)

- 第3条 当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。(ニ) (成立の時期及び解散の時期)
- 第4条 当企業体は、(注1) 年 月 日に成立し、その存続期間は、
 - (注2) 年とする。ただし、^(注2)年を経過しても当企業体に係る建設工事
 - の請負契約の履行後、^(注3) か月を経過するまでの間は解散することがで きない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することがで きる。
 - (注1) 登録年月日を記入する。
 - (注2) 登録の有効期間を記入する。
 - (注3) たとえば3と記入する。

(構成員の住所及び名称)

- 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。
 - ○○県○○市○○町○○番地 ○○建設株式会社
 - ○○県○○市○○町○○番地 ○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、 発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代 金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財 産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

- 第8条 当企業体の各構成員の出資の割合は、別に定めるところによるもの とする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議 して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負 うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規 定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等)(二)

- 第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。(ニ) (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、 決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成 員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するも のとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当 は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる

ものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければ ならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。(ニ) (解散後の契約不適合責任)(ロ)(ニ)
- 第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。(ロ)(ニ) (協定書に定めのない事項)
- 第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定め るものとする。
- ○○建設株式会社ほか○社は、上記のとおり○○建設共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

○○建設株式会社	代表取締役	$\circ \circ$	$\circ \circ$	印
○○建設株式会社	代表取締役	$\bigcirc \bigcirc$	\circ	印

○○共同企業体編成表

共同企業体運営委員会					委	員長	0) O C)(商	号又り	は名称	及び	役職	名)
					委	員	\bigcirc () O C) (商	号又り	は名称	及び	役職	名)
				_		"	\bigcirc	000)(商	号又り	は名称	及び	役職	名)
	共同:	企業体工事	事務所	:		<i>]]</i>	\bigcirc () O C)(商	号又に	は名称	及び	役職	名)
F	 听長	0000	(商号	マルタ	. 称)									
1.	л <u>к</u>		(山) 勺	<u> </u>	1 4/1, 1									
		ľ												
						7								
工彩	务長	0000	(商号)	又は名	称)		事剂	务長	$\circ \circ$	\bigcirc	(商号	又は	名称))
						_								
		工務主任					事 終	主任	(班長	į.)				
工物工化(垃圾)									7 1/2	<u> </u>	(34.1)			
	氏	名	会	社	名			氏		名	会	社	名	
														_
		エ					事	彥	东	係				
	氏	名	会	社	名			氏		名	会	社	名	

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

○○発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1	工事の	ひ名す	尔	\bigcirc	000	工事											
2	出資の	の割る	合		○建設	株式会	会社	(\bigcirc	%							
				\bigcirc	○建設	株式会	会社		\circ	%							
	〇〇建設	没株式	さ会 さ	生ほ	か○社	は、上	:記の	とは	さり	出資	の割	合き	を定	めた	ので	`, ~	,
の	証拠とし	して、	= 0	り協力	定書〇:	通を作	作成 し	、省	各通	に構	成員	が言	己名	押印	の上	、 名	
自	1 通を係	呆有~	する	もの	とする	0											
		年	,	月	目												
		\bigcirc)建	没共	同企業	体											
		1	大表	者	○○建	設株式	弌会社	- /	代表	取絹	行役	\bigcirc (\circ	$\bigcirc \bigcirc$		印	
					○○建	設株式	式会社	- ,	代表	取締	行役	\bigcirc (\bigcirc	\bigcirc		囙	